

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 152 号

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(利用許可の申請の受付期間)

第3条 前条の規定による申請は、利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条第1項中「よりテニスコート」の右に「又は会議室」を加え、「京都市宝が池公園テニスコート使用許可申請書」を「京都市宝が池公園テニスコート及び会議室使用許可申請書」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 条例別表第5に掲げる付属設備の使用料は、別表第3のとおりとする。

別表第1中

| | |
|-----------|-----|
| 1箇所につき1時間 | 200 |
|-----------|-----|

を

| | |
|-----------|-----|
| 1箇所につき4時間 | 100 |
|-----------|-----|

に

改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第11条関係)

| 区 分 | 単 位 | 使 用 料 |
|----------------|-------------------|------------------|
| 有 料 ロ ッ カ ー | 1 個 1 回 に つ き 1 日 | 100 ^円 |
| 温 水 シャ ワ ー 設 備 | 1 個 に つ き 1 回 | 100 |
| 夜 間 照 明 設 備 | 1 面 に つ き 1 時 間 | 300 |
| 電 源 | 1 箇 所 に つ き 4 時 間 | 100 |

第3号様式注以外の部分中「京都市宝が池公園テニスコート使用許可申請書」を「京都市宝が池公園テニスコート及び会議室使用許可申請書」に、

「
京都市宝が池公園運動施設条例第9条の規定により使用の許可を申請します。
を

「
京都市宝が池公園運動施設条例第9条の規定により使用の許可を申請します。
に
使用する施設 テニスコート A会議室 B会議室
」

改める。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)